

## 一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和8年2月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20260218	有限会社ヨネザワバス観光(法人番号4390002013528)代表者鈴木清一	山形県米沢市大字花沢字上ノ町東六415番地3	本社営業所	山形県米沢市大字花沢字上ノ町東六415番地3	文書警告(処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和7年12月22日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第2項)、(2)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。